

# 刈谷民商だより

<発行> 刈谷民主商工会 TEL0566-21-5101

2018年8月27日付 NO.17

## 刈谷税務署 調査に着手し始める

### 会員で個人・法人1件ずつ計2件

刈谷税務署は7月の人事異動後、8月に入って税務調査に着手し始めました。「本民商だより」作成時現在、個人1件、法人1件、合計2件の報告が入っています。

2件の特徴を考えると、「初めての調査」及び「相当昔に来て以来の調査」の辺りが考えられます。

## 8/17 事前の対策会議を開催！

### お二人を中心に納税者権利を学ぶ

それぞれの事案が本格的に展開される前に、お二人への激励を兼ねて「対策会議」を去る8月17日（土）民商事務所で行いました。本部役員や前年の体験者も同席をしていただき、熱のこもった内容になりました。

○7月に民商へ再入会。8月に担当の署員から調査の連絡入った法人

この法人は、いろいろ事情があって3年程民商から離れていたとのこと。今年春、社長がお婿さんに交代したことを契機に、7月民商に相談に来て再入会されました。そして8月の連絡。「現場仕事だけで帳面のことは全然わからん。」とお話されますが、「わからん事は聞いたり調べたりで、一緒にジックリがんばりましょう」と励ましました。「調査は15～6年前に1度あったかな！」との記憶でした。立ち合いの日程は未定です。

○開業して初めての調査を体験するTさん

Tさんは、開業して初めての調査といいます。「商売を続けていると無関係ではおれない、とは思っていたが、実際電話を受け取ると少し動揺した」「相手のペースで思わず初回の日程を入れちゃった」との事。

会議では、民商の税務調査に対する考え方（立会いとか納税者の権利など）は、初めて聞いたというTさん。「3年さかのぼって、紛失した書類もあるし困っています」とか「もっと簡単に考えていた」などの感想が出されました。仕事が忙しい中、自信を持って一緒に頑張ろうと話しました。

あなたの知合いに一人で悩んでいる方いませんか？

一声かけてあげて！「民商に相談したら」って

## 「よくわかる軽減税率制度??」

刈谷税務署は莫大な費用を使って、上記のタイトルのパンフレットを郵送してきました。数名の会員から「何か送ってきたが何？」などの問い合わせがありました。

○政府の計画

来年H31年10月より 消費税率10%

\*と同時に、「料飲食等」は軽減（現行の8%）税率に  
インボイスと複雑怪奇な記帳で業者イジメ

○民商の立場

消費税の増税そのものに反対！むしろ5%に戻せ！

増税阻止と税率引き下げこそが「景気浮揚策」

9月以降「民商のやさしい消費税学習会」計画中

## 領収書整理会 9月も開催します！

早めの準備で安心、自信を持って確定申告を迎えよう！そんな気持ちで始めた「領収書整理会」ですが、少しずつ会員さんが集まっています。お気軽にお越し下さい。

**9月の日程 5日・12日・19日・26日の水曜日**

・時間は、午後1時半～3時

・用意するもの 領収書 筆記用具と電卓

## 前進座名古屋特別公演「柳橋物語」

と き 9月17日（月・祝） 午後2時30分

分 開演

と ころ 日本特殊陶業市民会館・金山

料 金 7,000円

\*ご希望の方はお早めに民商事務所までご連絡下さい。

## 民商の納涼親睦会のご案内

今年の夏は異常な暑さでした。納涼を兼ねて親睦会を計画しました。別紙（同封）のチラシをご覧ください。お早めに申込下さい。

\*今回は刈谷支部の会員さんのお店です！